

中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定申請に係る必要書類について

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 1部

- ※1 申請者の住所欄には、広島市において事業実態のある事業所の所在地を記載してください。
- ※2 「3 本感染症の影響により、売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、本感染症による影響との因果関係が理解できる内容を簡潔にお書きください。
- ※3 認定申請書様式の選び方について（減少率：20%）

4号	通常様式（直近1か月の実績とその後2か月の見込みを含む3か月の比較）	様式第4-（2）
	創業者等 運用緩和（業歴が3か月以上1年1か月未満の前年実績のない創業者（※）や、店舗拡大及び業容拡大等により前年比較が困難な事業者用）	
	最近1か月と最近3か月比較	様式第4-（3）
	最近1か月と令和元年12月比較	様式第4-（4）
	最近1か月と令和元年10月～12月比較	様式第4-（5）

（※）様式第4-（3）を使用してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) **広島市内における事業実態が確認できる資料 1部**

- ・ 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの）
（確定申告書がない、又は確定申告に事業所所在地の記載がない場合は、許認可証や事務所の賃貸借契約書などの広島市内における事業所所在地が確認できる書類をご持参ください。）

(2) **売上高確認表 1部**

<法人>

(1) **登記簿謄本（直近3か月以内に発行された登記官の印があるもの、コピー可） 1部**

（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれでも可）

(2) **売上高確認表 1部**

【留意事項】

- 1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（申請者の電話番号を明記したもので様式は任意、押印不要）が必要です。

【問合せ先】
広島市役所 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259
【申請先】 ※ 4号に限り、②への郵送による申請も可能です。
①広島市役所 本庁舎5階 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
②(公財)広島市産業振興センター 中小企業支援センター 〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシス・ビル TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570